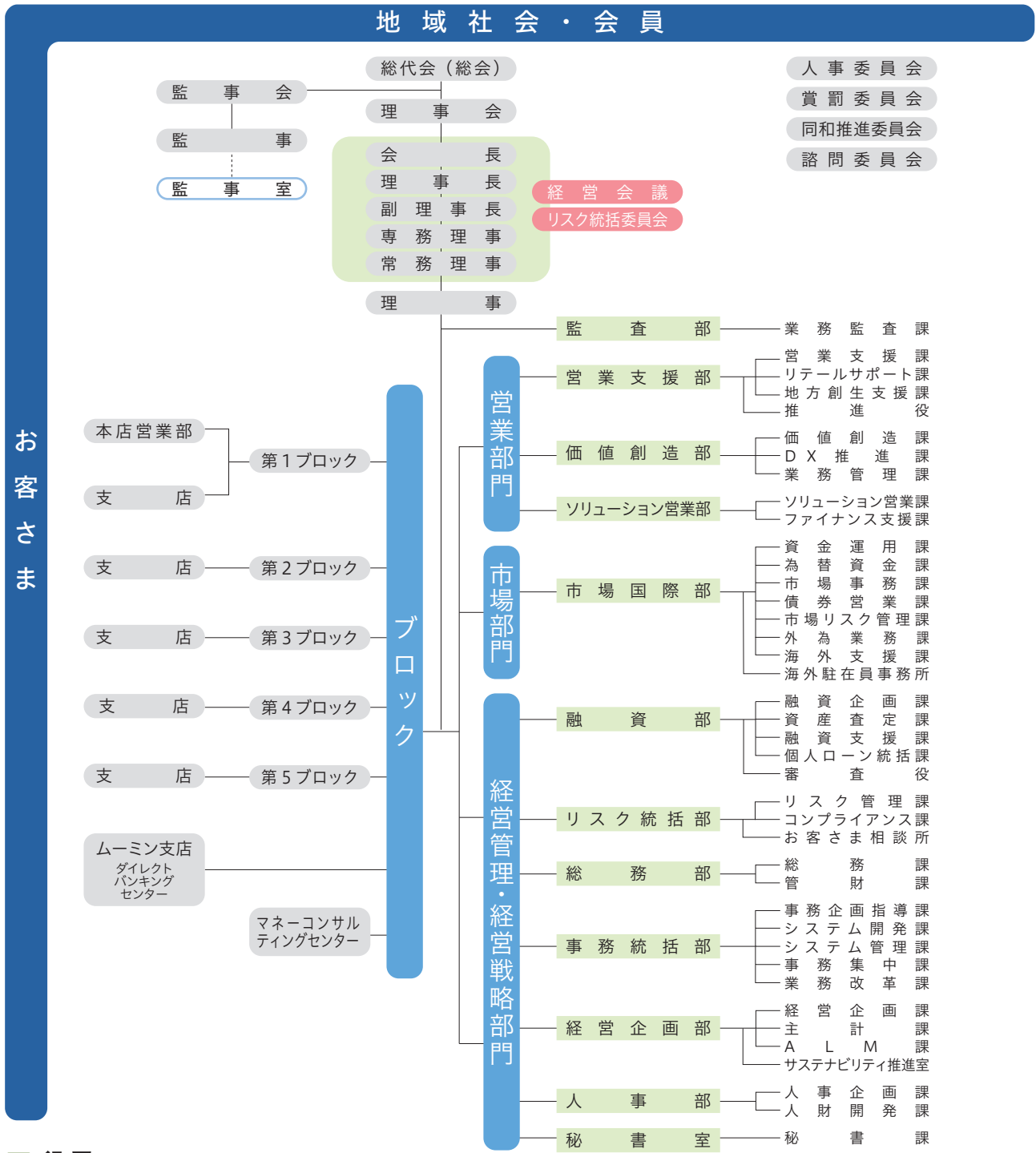


組織

■ 機構図 (2024年6月11日現在)



■ 役員

理事長	好岡 政 宏	理 事	宮 脇 正 男	理 事	酒 井 田 知 紀
専務理事	桂 川 慎 一	理 事	江 崎 義 規	理 事	河 合 潔 ^(※1)
専務理事	光 崎 修	理 事	吉 田 肇 夫	常任監事	吉 田 賢 治
常務理事	石 神 靖 也	理 事	大 橋 一 範	常任監事	河 瀬 光 司
常務理事	執 行 義 徳	理 事	西 村 雅 史	監 事	鬼 頭 潤 子 ^(※2)
常務理事	大 野 達 哉	理 事	吉 田 賢 一	監 事	草 野 満 代 ^(※2)

※1…理事 河合潔は、職員外理事であります。
※2…監事 鬼頭潤子、監事 草野満代は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算の承認、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から定款に定める方法で適正に選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代選考基準

- 1.資格要件
- 当金庫の会員であること
- 2.適格要件
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
- 金庫の理念、使命をよく理解し、当金庫と緊密な取引関係を有する方

■ 総代とその選任方法

- 1.総代の任期・定数・定年
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は120名以上150名以内とし、当金庫の地区を7区の選任区域に分ち、会員数に応じて各選任区域ごとに定めるものとします。なお、2024年3月31日現在の総代数は137名で、会員数は134,652名です。
- 総代の定年は、満75歳です。ただし、任期中に満75歳となる方は、任期満了まで在職可能です。なお、平成18年3月現在、総代の地位にあった方は、年齢に関係なく再任を可能(満75歳定年制の適用除外)としています。
- 2.総代の選任方法
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、下記の3つの手続きを経て選任されます。
- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し出る。)

■ 総代会

2024年6月11日 第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

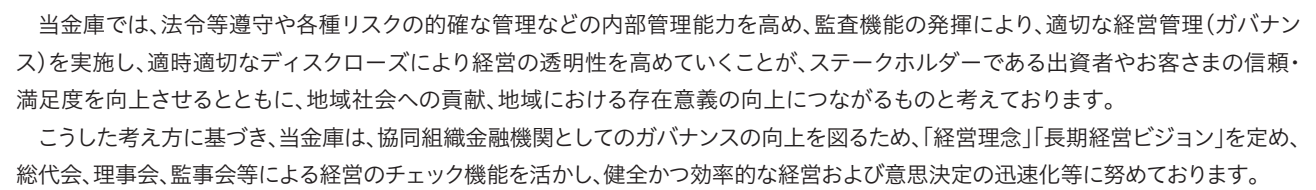


第73回通常総代会

- 1.報告事項
- 第85期(2023年度)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 2.決議事項
- 第1号議案 第85期(2023年度)剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退について
- 第3号議案 総代選考委員の選任について
- 第4号議案 理事全員任期満了に伴う改選について
- 第5号議案 監事の補充選任について
- 第6号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈について

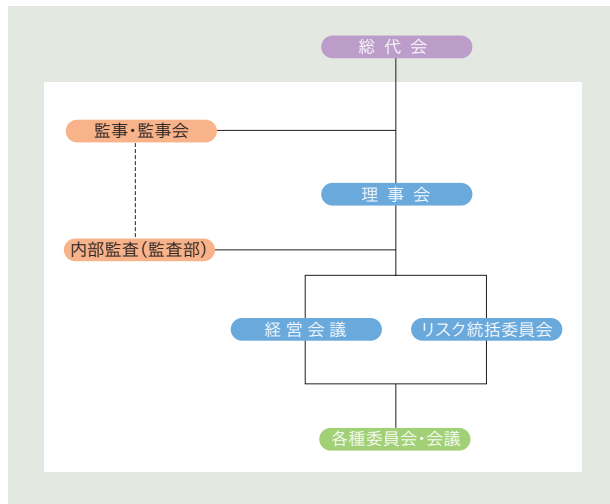
経営管理、リスク管理

■ 経営管理(ガバナンス)の基本的な考え方



内部管理態勢の整備

当金庫および子会社・関連会社の業務の健全性および適切性を確保し、内部管理態勢の充実、強化を図るため、理事および職員ならびに子会社・関連会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、当金庫および子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制をはじめとする11項目の体制整備に係る方針を「内部管理基本方針」として理事会で決議し、内部管理態勢の整備に取り組んでおります。



■ リスク管理態勢の充実

国際化の進展や金融技術・情報技術の進歩、お客さまニーズの高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当金庫では、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスクを統合的に管理するリスク統括部を設置し、様々なリスクに対応したリスク管理方針・規程等を整備して、地域に根ざした金融システムの担い手として健全で収益力の高い経営の実現を目指しております。

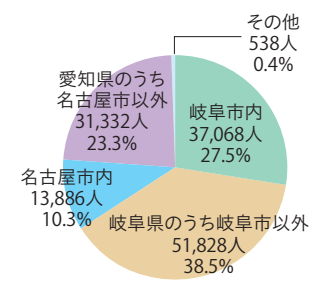
統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク管理の高度化を目指して、各々のリスクを個別に管理するだけでなく、可能な限りVaR(バリュー・アット・リスク)などの統一的手法でリスクを計測しています。また、それらを統合的に把握したうえで、経営体力に見合ったリスク制御により経営の健全性および業務の適切性の確保に努めております。

具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦を実施し、リスク量を自己資本の一定範囲にコントロールするとともに、バンキング勘定における金利リスク、与信集中リスクおよび信用部門、市場部門のストレス事象についても自己資本対比で評価しております。

また、統合的リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、統合的リスク管理の状況や各リスクの状況をリスク統括委員会、理事会へ報告する体制を整備しております。



コンプライアンス

■ コンプライアンス

当金庫では、コンプライアンスを当金庫および当金庫の子会社・関連会社の経営の最重要課題の一つとして位置付け、諸規程の整備、臨店指導、各種研修などを通じて、職員の指導・教育に取組み、コンプライアンスマインドの向上に努めております。

コンプライアンス態勢強化への取組み

当金庫は、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、強化を図るため、法令等遵守方針、法令等遵守規程を定め、強固な運営体制を構築しております。

管理体制面では、リスク統括部をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス態勢に係る企画、立案、推進を行っております。

また、本部各部室、営業店、マネーコンサルティングセンターには、コンプライアンス担当者を配置し、所属職員に対するコンプライアンスに係る啓蒙・指導・検証を行っております。

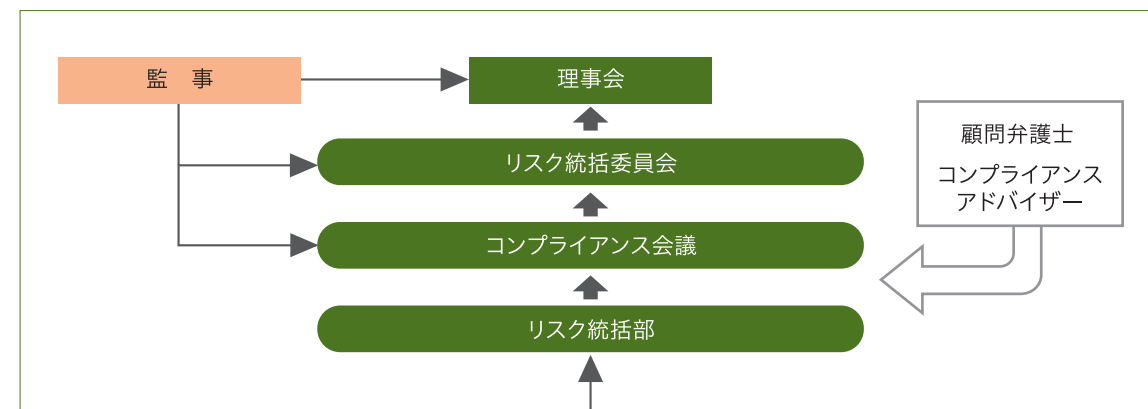
運営面では、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画書として、年度ごとに策定しているコンプライアンス・プログラムに沿って、規程等の整備、コンプライアンスに係る職員への研修・啓蒙活動を行い、役職員の意識向上および法令等遵守態勢の構築に向け取り組んでおります。

■法令等遵守方針

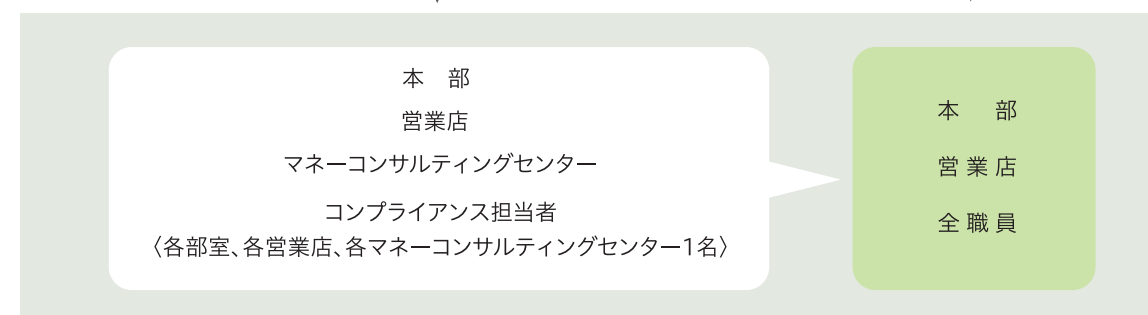
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1.法令等遵守態勢の整備 | 4.法令等遵守に関するモニタリング |
| 2.行動綱領、規程等の整備 | 5.コンプライアンス運用状況の報告体制 |
| 3.法令等遵守を実践する企業風土の醸成 | 6.反社会的勢力への対応 |

■コンプライアンス体制

【組織的な体制】



【日常の運営体制】



マネー・ローンダリング等への対応、お客さまからのご相談・苦情・紛争等の対応

■ マネー・ローンダリング等への対応

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫および当金庫グループ会社は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の統括部署を定め、関係部署および営業店等と連携を図り、組織横断的にマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
5. 疑わしい取引の届出
営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会等を受け、疑わしい取引を検知したときは、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁および資産凍結
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合は、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. コルレス契約締結先の管理
コルレス先の情報収集に努め、その評価を適切に行いリスクに応じた適切な対応策を講じます。
また、当金庫およびコルレス契約締結先に対し、営業実態のない架空銀行との取引および匿名性が高い口座での取引を禁止し、当該取引に関係するコルレス契約締結先とのコルレス契約の解除に向けた対応を実施します。
8. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

■ お客さまからのご相談・苦情・紛争等の対応

1. 当金庫は、お客さまからのご相談・苦情を営業店またはお客さま相談所で受け付けています。
3. ご相談・苦情のお申し出については、記録保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、研修等を行うなど再発防止や未然防止に努めます。

岐阜信用金庫 お客さま相談所

- ご相談・苦情
電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」
- 個人情報に関するお問合せ
電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」
- 金融円滑化ホットライン
電話/0120-668-033(直通)

受付 月～金(祝日、12/31～1/3を除く) 9時～17時
〒500-8562 岐阜市神田町6丁目11番地

※お客様の個人情報は、ご相談・苦情の解決を図るため、
またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うためにのみ
利用します。

2. お客様からご相談・苦情のお申し出があった場合、常に公正不偏な態度を保ち、お客様から事情を十分伺ったうえ、お客様の正当な権利を損なうことのないよう注意し、適切かつ迅速な処理および解決に努めます。

■ 各種相談

コンサルティングサービス

当金庫の中小企業診断士や1級ファイナンシャルプランニング技能士等が、外部専門家や公的機関と連携し、課題解決に向けてお手伝いします。

■ コンサルティングサービスのご案内

- スタートアップ(創業・第二創業)支援
- 事業承継・M&Aに関する支援
- 販路拡大・ビジネスマッチング支援
- 補助金・助成金に関する支援
- SDGsに関する支援
- カーボンニュートラル・CO2削減に関する支援
- DX化(IT化)に関する支援
- 人材確保・人材活用等に関する支援
- 知的資産に関する支援
- 海外進出に関する支援

■ 公的資格試験等合格者数

(2024年3月31日現在)

中小企業診断士	20名	1級ファイナンシャルプランニング技能士	78名
宅地建物取引士	113名	ITパスポート	259名
社会保険労務士	4名	応用情報技術者	3名
証券アナリスト	4名	1級DC(確定拠出年金)プランナー	4名
行政書士	6名		

資産運用・年金相談

お客さまの豊かな家庭生活実現のため、ライフステージに合わせた資産形成のお手伝いをさせていただくファイナンシャルプランニング技能士を各支店に配置しております。地域の皆さまの「メインバンク」として、お客さまのご意向に沿った適切な商品・サービスのご提供をおこなっております。

また、お客さまの多様なニーズにお応えし、最適なマネープランをご提案するため、金融商品のラインアップを拡充させております。投資信託と生命保険商品のラインアップを各支店にご用意しております。



法律相談

外部の専門家が、定期的に相談業務を行っております。

	開催場所	お問い合わせ先	開催日時
法律相談	本店6階相談所	お客さま相談所(本店6階) (058)265-1151	毎週水曜日 13:00~15:00